

トヨタ自動車東日本株式会社に対する勧告等について

令和7年10月31日
公正取引委員会

公正取引委員会は、トヨタ自動車東日本株式会社（以下「トヨタ自動車東日本」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第3項の規定に基づき、トヨタ自動車東日本に対して勧告を行った。

また、下請法第4条第1項第1号（受領拒否の禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、勧告と併せて指導を行った。

さらに、トヨタ自動車東日本の親会社であるトヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」という。）に対して申入れを行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	6021001040127
名称	トヨタ自動車東日本株式会社
本店所在地	宮城県黒川郡大衡村中央平1番地
代表者	代表取締役 石川 洋之
事業の概要	自動車等の製造販売等
資本金	68億5096万4556円

2 勧告の概要等

(1) 違反事実の概要

ア トヨタ自動車東日本は、資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、自社が製造を請け負う自動車部品等の製造を委託している（以下この受託事業者を「下請事業者」という。）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局東北事務所下請課 電話 022-225-8420（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

イ トヨタ自動車東日本は、自社が製造を委託した自動車部品の製造に用いる下請事業者所有の金型、治具その他道具類（以下「金型等」という。）を自己の承諾なしには廃棄させないようにしていたところ、遅くとも令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、合計440個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者10名）。

ウ(ア) トヨタ自動車東日本は、自動車の量産に用いた自動車部品のうち、故障等による交換に必要な数のみ製造する体制（以下「補給体制」という。）に移行したものについて、補給体制に移行してから一定の年数が経過し、かつ、直近の製造数が一定の基準以下にとどまる場合には、下請事業者とあらかじめ協議の上、当該自動車部品が製造打切りになるまでに必要と考えられる数を一括で製造させ、自社又は下請事業者が在庫を保管する制度（以下この制度の対象となる自動車部品を「一括生産部品」という。）を採用している。

(イ) トヨタ自動車東日本は、下請事業者に対して納期を定めずに一括生産部品の製造を委託しており、下請事業者は、一括生産部品の製造が完了した際にその旨をトヨタ自動車東日本に報告しているところ、トヨタ自動車東日本は、下請事業者が保管している一括生産部品について、顧客からの受注状況に応じて、自社が必要とする都度、下請事業者に納品を指示して、自社が必要とする数の一括生産部品を受領する方法を採っている。

(ウ) トヨタ自動車東日本は、前記(イ)の方法を採ることにより、遅くとも令和5年8月1日から令和7年3月31日までの間、下請事業者から一括生産部品の製造が完了した旨の報告を受けた後、速やかに当該一括生産部品を受領すべきであったにもかかわらず、下請事業者に対し、合計777個の一括生産部品を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者7名）。

エ トヨタ自動車東日本は、下請事業者と協議の上、下請事業者に対し、令和7年5月30日、無償で金型等及び一括生産部品を保管させていたことによる費用に相当する額として941万5337円を支払っている。

(2) 勧告の概要

ア トヨタ自動車東日本は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

(ア) 前記(1)イ及びウの行為が下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

(イ) 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと

イ トヨタ自動車東日本は、今後、下請法第4条第2項第3号に掲げる行為

に該当し、同項の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対して金型等及び自動車部品の適切な管理に特に留意した下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

ウ トヨタ自動車東日本は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(7) 下請事業者に対し、自己のために提供させていた役務に要した費用相当額を支払ったこと

(1) 前記ア及びイに基づいて採った措置

エ トヨタ自動車東日本は、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。

(7) 下請事業者に対し、自己のために提供させていた役務に要した費用相当額を支払ったこと

(1) 前記アからウまでにに基づいて採った措置

オ トヨタ自動車東日本は、前記アからエまでにに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

3 指導の概要等

(1) 違反事実の概要

ア トヨタ自動車東日本は、下請事業者に対し、納期を定めずに一括生産部品の製造を委託していたところ、下請事業者から一括生産部品の製造が完了した旨の報告を受けた後、速やかに当該一括生産部品を受領すべきであったにもかかわらず、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、遅くとも令和5年8月1日から令和7年3月31日までの間、合計777個の一括生産部品について、それぞれ納品指示を行い下請事業者から納品されるまで受領していなかった（下請事業者7名）。

イ トヨタ自動車東日本は、前記アの一括生産部品を全て受領し、下請事業者に対し、遅くとも令和7年5月30日までに、一括生産部品777個の下請代金相当額として93万1032円を支払っている。

(2) 指導の概要

所要の改善措置を採るとともに、今後、下請法の規定に違反する行為を行わないこと。

(3) トヨタ自動車東日本は、前記(2)に基づいて採った改善措置について、速やかに、文書をもって公正取引委員会に報告すること。

4 トヨタ自動車への申入れの概要

トヨタ自動車が作成したマニュアルが前記2(1)イ並びにウ及び3(1)アの実態が顕著な原因の一つであると認められることから、公正取引委員会は、トヨタ自動車に対し、今後、トヨタ自動車グループにおいて下請法の実態

に抵触する行為が再発することのないよう、当該マニュアルの見直しを含めた改善措置を講じることを申し入れた。

※ トヨタ自動車は、既に改善策の検討に取り組んでいる。



下請取引の内容：自社が製造を請け負う自動車部品等の製造委託



トヨタ自動車東日本（親事業者）

●違反行為の概要

①金型等の無償保管（勧告）

下請事業者が所有する金型等を自己の承諾なしには廃棄させないようにしていたところ、当該金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、**下請事業者10名**に対し、**金型等440個**を自己のために**無償で保管させていた**（令和6年4月～令和7年3月）。



金型の保管状況
（トヨタ自動車東日本提供、
当委員会において一部加工）

②自動車部品の受領拒否（指導）・無償保管（勧告）

下請事業者に対して、納期を定めず一括生産部品（注）の製造を委託していたところ、下請事業者から一括生産部品の製造が完了した旨の報告を受けた後、速やかに受領すべきであったにもかかわらず、**下請事業者7名**に対し、自社が必要とする都度、自社が必要とする数の納品を指示し、下請事業者から納品されるまで**一括生産部品777個を受領せず**、また、自己のために**無償で保管させていた**（令和5年8月～令和7年3月）。



一括生産部品の保管状況
（トヨタ自動車東日本提供、
当委員会において一部加工）

※ トヨタ自動車東日本は、下請事業者に対し、金型等及び一括で生産させた自動車部品の保管費用に相当する額（94万5337円）を既に支払っており、また、未受領だった自動車部品を全て受領し、当該部品の下請代金に相当する額（93万1032円）を既に支払っている。

下請事業者（12名）



公正取引委員会による勧告の内容

- 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 自社の発注担当者に対して金型等及び自動車部品の適切な管理に特に留意した下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること など

（注）一括生産部品とは

トヨタ自動車東日本は、下請事業者とあらかじめ協議の上、自動車部品が製造打切りになるまでに必要と考えられる数を一括で製造させ、自社又は下請事業者が在庫を保管する制度を採用しており、この制度の対象となる自動車部品を「一括生産部品」という。

1 下請法の概要

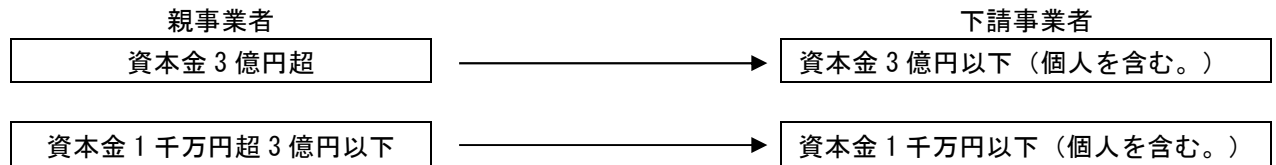
参 考

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

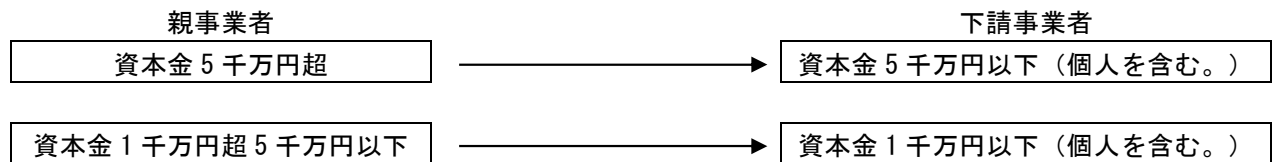
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

- 一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二～七 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。